日本遺産「桑都物語」推進協議会　規約

令和２年７月30日決定
令和６年７月10日改訂
令和８年３月25日改訂
令和８年７月２日改訂

（名称）
第１条　本会は、日本遺産「桑都物語」推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）
第２条　協議会は、日本遺産として認定された、八王子市の歴史文化の特色を物語る「霊気満山 高尾山 ～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～」のストーリーを通じて、歴史文化資源の保存・活用、歴史文化を活かしたまちづくり、産業・観光振興及び人材育成等を行うことにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

（事業）
第３条　協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
（１）　八王子市の日本遺産にかかる普及啓発、情報発信、人材育成、調査研究及び歴史文化資源の公開活用のための整備に関すること。
（２）　その他、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）
第４条　協議会は、別表の団体・組織等で構成し、各団体・組織等から選出された者が委員となる。
２　委員の任期は３年とし、任期内に委員が欠けた時、後任者の任期は前任者の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（役員）
第５条　協議会に、次の役員を置く。
（１）　会長　　１名
（２）　副会長　２名
（３）　監事　　２名
２　役員は、第４条第１項の委員の中から互選する。

（名誉会長）
第６条　協議会に名誉会長を置くことができる。
２　名誉会長は、会長が委嘱する。

（オブザーバー及びアドバイザー）
第７条　協議会の運営にあたり、専門的な意見を聞くためにオブザーバー及びアドバイザーを招聘することができる。
２　オブザーバー及びアドバイザーは、その専門性等を考慮し、必要な個人又は団体・組織等を会長が指名する。
３　オブザーバー及びアドバイザーは、会長の求めにより、会議に出席し、意見を述べることができる。

（職務）
第８条　会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
３　監事は、協議会の会計を監査する。

（財務）
第９条　協議会の運営及び事業実施に要する経費は、国の補助金、八王子市の負担金、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。
２　協議会の会計年度は、毎年４月１日（この規約の施行の日が属する年度においては、当該施行の日）から翌年３月 31 日までとする。

（総会）
第１０条　協議会の総会（以下「総会」という。）は、会長が招集することとし、会長は総会の議長となり、総会を主宰する。
２　総会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　総会では、次に掲げる事項を審議し、及び議決する。
（１）　事業計画の策定に関すること。
（２）　組織に関すること。
（３）　役員の選任に関すること。
（４）　予算及び決算に関すること。
（５）　規約の制定及び改廃に関すること。
（６）　前各号までに掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項。
４　総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
５　やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知を受けた事項について、書面をもって表決し、又は団体等に所属する者に代理出席させることが
できる。この場合において、第２項及び前項の適用については総会に出席したものとみなす。
６　議長は、必要があると認めるときは、総会に委員以外の関係者の出席を求め、説

明又は意見を聞くことができる。
７　総会は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総会の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。
８　会長は、総会の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。ただし、非公開とした議事については、総会において当該議事録の公表を決めた場合を除き、公表しない。

（分野別部会）
第１１条　第３条の事業を効果的に実施するため、分野別部会を置くことができる。
２　部会の運営に必要なことは、会長が別に定める。

（事務局）
第１２条　協議会の運営及び事業実施のため、事務局を八王子市経済産業部日本遺産推進課内に置く。
２　事務局の運営に必要なことは、会長が別に定める。

（解散）
第１３条　協議会は、所期の目的を達したとき、構成員の総意に基づき、解散するものとする。

（残余財産の帰属）
第１４条　協議会が解散する場合において有する残余財産については、八王子市に属するものとする。

（委任）
第１５条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
この規約は、令和２年７月３０日から施行する。
附　則
この規約は、令和６年７月１０日から施行する。
附　則
この規約は、令和８年３月２５日から施行する。
附　則
この規約は、令和８年７月２日から施行する。

別表（第４条関連）

八王子商工会議所	公益社団法人八王子観光コンベンション協会
公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団	八王子市町会自治会連合会
八王子市商店会連合会	八王子織物工業組合
大本山髙尾山薬王院	東日本旅客鉄道株式会社
京王電鉄株式会社	高尾登山電鉄株式会社
多摩信用金庫	一般社団法人八王子青年会議所
JCOM マーケティング株式会社	一般財団法人八王子市まちづくり公社
八王子市文化財保護審議会	八王子市
八王子市教育委員会	